

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

子育て世代に向けた横浜市の魅力 PR ウェブサイト構築・運用業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和7年3月31日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

こども青少年局企画調整課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

子育て世代にとっての横浜の強みや魅力を PR するウェブサイトを立ち上げ、横浜市の「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」（※令和6年6月末リリース予定）や「横浜移住サイト」（<https://ijusumu.city.yokohama.lg.jp/>）と連携しながら、横浜に住む子育て世代に効果的にプロモーションを展開することで、横浜への愛着醸成及び定住促進を図る。

- ・「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」や「横浜移住サイト」では十分に紹介しきれない子育てに関する魅力的な情報をタイムリーに提供する
- ・横浜で育つ子ども（＝はまっこ）の目線を重視しながら、横浜に住みつつける選択（定住）を後押しする
- ・横浜市の事業・取組、利便性や住宅の割安感等をはじめとする横浜の持つ様々な魅力・強みについて、子育て世代の目線から訴求する

上記の目的を達成するために、委託者が提供する別添資料「子育て世代に向けた横浜市の魅力 PR ウェブサイト構成案（以下、「構成案」という。）」、「6業務内容」及び「7ウェブサイトの内容」に基づきスマートフォン用ウェブサイト及びPC用ウェブサイトを構築し、効果的に運用する。

5 業務管理体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当するデザイナー、エンジニアなど、実際に制作を行うものを含めた打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、すみやか

に報告できるようにすること。

6 業務内容

(1) ウェブサイトの構築

構成案、「6 業務内容(2)コンテンツの制作、(3)構築したウェブサイトの運用・更新」及び「7 ウェブサイトの内容」に基づき、サイトのデザイン作成を含めたウェブサイトの構築を行う。ただし、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。その場合は、委託者と協議し、構築内容を決定すること。

【留意点】

- ・サイトのデザインについては、構成案に記載のコンセプト（キーメッセージ含む）及びターゲット案に基づき、制作すること。
- ・利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザイン・レイアウトにするとともに、各ページのデザインには統一性を持たせ、利用者のUI・UXの質を高めるよう工夫すること。また、利用者が温かみや親しみを感じられるデザインとすること。
- ・市内の子育て世帯が何回もサイトに訪れたいくなる、またサイト内で複数の記事を読んでもらえる（周遊を促す、滞在時間を長くする）ようなギミック、デザイン等の工夫をすることで、CXの質を高めること。
- ・総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及びWAICの「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、アクセシビリティJIS規格（JIS X 83431-3:2016）のレベルAAに準拠すること。ウェブサイト閲覧者のアクセシビリティを高めるよう配慮すること。

※みんなの公共サイト運用ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf

※ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>

(2) コンテンツの制作

ア トップページ等の制作

構成案を参考に、トップページ用の画像（複数点）やイラスト、また、委託者が提供するサイトネーム及びロゴを用いて、業務目的に則したトップページを制作すること。あわせて、サイトマップ、プライバシーポリシー等についても作成すること。なお、サイトネーム及びロゴのデザイン化については、業務目的やサイト全体のトーン&マナーに合わせたものを提案すること。

また、子育て応援サイト・アプリ（仮称）に掲載する画像（カラーセルやバナー）を作成すること。作成するサイズや納品時期については、子育て応援サイト・アプリ（仮称）の開発状況を踏まえて、委託者から契約締結後に提示する。

【留意点】

- ・制作に必要な素材（画像やイラスト等含む）の用意は受託者が行うこととし、それらにかかる費用は業務費用に含めること。
- ・トップページ案は令和6年7月19日までに用意すること。

イ 横浜市内での子育てに関する記事（紹介記事・取材記事）

委託者が提供する記事（文章及び関連する画像）をまとめたコンテンツ（紹介記事・取材記事）を制作する。

紹介記事は100本程度掲載することを想定しており、次年度以降も記事が増えることを考慮した設計を行い、構築すること。

取材記事はリリース当初に3～4本を掲載、リリース後は毎月1本の頻度で追加することを想定しており、そうした点に考慮した設計を行い、構築すること。

【留意点】

- ・新しい発見や気づきを得られる内容にするとともに、ギミックやデザインの工夫により、サイト訪問者の興味・関心、子どもの年齢、住所等に応じたおすすめの記事が表示されるなど機能としての使いやすさ・見やすさ、取材記事から紹介記事へのリンクなどにより他の記事への閲覧（サイト内の回遊）につなげること。
- ・制作に必要な素材（委託者が提供する文章及び関連画像以外の、イラストやアイコン等を含む）の用意は受託者が行うこととし、それらにかかる費用は業務費用に含めること。

ウ 市内の子育て世帯との双方向性のあるコンテンツ

構成案に基づき、コンテンツを構築する。また、市内の子育て世帯からの投稿内容を紹介するページを同コンテンツ内に制作する。なお、ページの内容（文書データ）は委託者から提供することを想定しているが、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。その場合は、委託者と協議し、構築内容を決定すること。

（※現時点では、経常的に管理運営が必要となるインスタグラム等のSNSの活用は想定していない。）

【留意点】

- ・投稿フォーム等の作成及び管理、委託者への投稿内容の報告、委託者から提供された文書データに基づくページの作成（画像やイラスト等の素材の用意を含む）等は受託者が行うこととし、それらにかかる業務も費用に含めること。

エ その他必要なコンテンツ

上記ア～ウ以外に横浜市の魅力を効果的にPRするために必要となるコンテンツがある場合は、委託者と協議の上、対応を検討すること。

(3) 構築したウェブサイトの運用・更新

ア セキュリティ

「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」及び「Webアプリケーションの作成基準」に準拠し、下記の要件を満たすものとする。疑義が生じた場合は、委託者と受託者間で協議の上で決定する。

(ア) ウェブサイト全体のHTTPS化

ウェブサーバ上で公開するウェブサイトの全てのページを、HTTPS通信により暗号化（SSL/TLS暗号化）して配信すること。また、ウェブサーバはQualys SSL Server TestにおいてA以上の判定となるよう構成すること。なお、SSL/TLS暗号化にあたり発生する費用についても、本業務の費用に含めること。

(イ) ウイルス対策

ウェブサーバ環境の OS やソフトウェア等については、常に最新バージョンを維持し、ウイルス感染やサーバへの攻撃等を防止すること。ウイルス対策ソフト導入や、その他同等と考えられる対策がとられているサービスを利用することにより、定期的にウイルスのチェックを行い、発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

(ウ) 情報セキュリティを確保するための体制の確保

脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を常に入手し、リスクの大きさに応じて緊急に対応できる体制を確保すること。その上で、公開している情報システム等に対し、脆弱性を利用した攻撃が実際に行われていることが判明した場合には、当該脆弱性を持つソフトウェアを脆弱性のないバージョンに即時にアップデートするなど、迅速な対応を行うこと。なお、WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入することによる対策も可とする。また、GDPR に適切に則り、その際プライバシーポリシーへの必要事項の明記を行うこと。

(エ) 管理者の認証

万が一、管理者 ID、パスワードが漏えいしたとしても、直ちに不正アクセスが生じ得ない仕組みとすること。

イ サーバ

(ア) サーバ、サーバ証明書は受託者が用意し、契約期間内のサーバ費用は、業務の費用に含めること。

(イ) ドメインについては、横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。

また、令和5年7月現在、Google Firebase 及びエックスサーバーは LG. JP ドメインを設定できない不具合が存在することが判明している。そのため、以下の2つのサービスの利用にあたっては注意が必要である。

・ Google Firebase

Google Firebase はカスタムドメインとして「city.yokohama.lg.jp」ドメインを設定しようとすると、「city.yokohama.lg.jp」の上位にあたる「yokohama.lg.jp」ドメインの所有権の証明を要求してしまう。yokohama.lg.jp ドメインの所有権を本市は保有しないため、利用することができない。この事象が解消していることを証明できない限り Firebase は利用できないことに注意すること。

・ エックスサーバー

エックスサーバー上で「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみであり、本市ではエックスサーバーを利用した Web サイトが既に開設済みであり、これから利用する場合は city.yokohama.lg.jp のサブドメインを利用できない。この事象が解消していることを証明できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

ウ 広告運用

(ア) 配信設定

配信設定はクリックやコンバージョンの実績等の各種指標を分析しながら、委託者と協議の上、横浜市内及び横浜市近郊に住む子育て世代により効果的な広告配信となるよう随時調整を行い、事業効果の最大化を図ること。広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高

いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を設定すること。また、選択したプラットフォームに広告を最適化するための画像・コピーライティングの編集についても併せて実施すること。

(イ) KPI の設定

広告によって達成可能なウェブサイト誘導数について、KPI を設定すること。また、バナー広告によって達成するウェブサイト誘導数は、1万回以上のクリックを目安とする。

(例) Google広告 10,000CL

その他、独自に提案するKPIがあれば、効果検証に関する方法とともに設定すること。なお、KPIとして設定した数値目標を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

ウェブサイト誘導数等の数値目標が達成されない場合の対応については、発注者と協議の上、KPI の扱い等について決定するものとする。

(ウ) 広告配信時期

広告の配信時期については、転入等に合わせた最適なタイミングで実施すること。

(エ) アクセス情報の蓄積

配信した広告からサイトへの流入状況を計測し、今後のより効果的な広告運用に資するため、配信する広告のリンク先 URL にパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積し、配信広告と子育て世代に向けた横浜市の魅力 PR ウェブサイトの Google Analytics との連携設定等を適切に行うこと。

(オ) 適正な広告配信の実施

発注者の信用やブランド価値を毀損するようなサイトに広告配信がされることがないように必要な対策（ブランドセーフティ）を実施すること。

また、広告表示の際に、サイトユーザーが実際に閲覧できる状態にあったのか（ビューアビリティ）を計測するとともに、広告が人に対してではなく機械（ボット）に表示される（アドクラウド）ことがないようにするなど、広告価値が毀損されないように必要な対策を実施すること。

(カ) 効果測定

情報発信による効果（表示回数・クリック率・ページ流入数・インプレッションシェア）を数値として可視化するなどして、測定したうえで、より効果的な発信につながる分析とレポートを行うこと。

エ SEO 対策

サイトへの訪問者を増やし、サイト内の回遊、満足度を最大化するための SEO 対策（内部施策、外部施策、コンテンツ制作など）を実施すること。特に内部施策、外部施策については、サイト構築時及び運用中において講じた内容を別途記録し適宜報告すること。また、分析を通じて得られた改善案を適宜報告すること。なお、それにかかる費用を含めるものとする。

オ 更新

サイトの更新は少なくとも月1回以上は行うこととし、横浜市内での子育てに関する記事（取材記事・紹介記事）、市内の子育て世帯との双方向性のあるコンテンツ、SEO 対策で得られた改善案等について、委託者と協議・確認の上、作業すること。なお、それにかかる費用を含めるものとする。

7 ウェブサイトの内容

(1) 言語

日本語で制作

(2) タグの挿入

Google Analytics、Google search console のタグ設置及び設定を行うこと、

なお、所有権限は横浜市に帰属するものとする。

また、その際プライバシーポリシーへの必要事項の明記を行うこと。

(3) 組み入れを想定しているコンテンツ等

◆【要新規製作】トップページ等の制作

◆【要新規制作】横浜市内での子育てに関する記事（紹介記事・取材記事）のコンテンツ制作

◆【要新規制作】市内の子育て世帯とのコミュニケーションが可能なコンテンツ制作

◆横浜市ウェブサイトをはじめとしたサイトへのリンク

(4) テストページ

ア 逐次のページ確認の際には「Adobe xd」などのプロトタイピングツールを用いるなど、実際の画面遷移やインタラクションの動作を確認できるようにすること。

イ 公開前に委託者が事前確認するためのテストサイトを受託者にて設置すること。

(5) 対応ブラウザ

スマートフォン：PC：タブレットからの閲覧は6:3:1程度であることを想定し、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスと同様の内容でPC用ホームページでもスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。具体的には、次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。

また、スマートフォンページとPCページのサイト間で転送設定の確認を行うこと。

ア スマートフォン

iPhone 及び Android 搭載スマートフォンの標準ブラウザ

イ パソコン

mac OS 版、Microsoft edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chrome の最新版

ウ タブレット端末

iPad 及び Android 搭載タブレットの標準ブラウザ

(6) 画面サイズ

デバイスの画面サイズとして少なくとも以下の環境で快適に閲覧可能なよう設計すること。

- ・ iPhone SE（第1世代）（論理ピクセル数 320×568）
- ・ iPhone SE（第2世代）（論理ピクセル数 375×667）
- ・ iPad（9.7インチモデル）縦持ち（論理ピクセル数 768×1024）
- ・ iPad（9.7インチモデル）横持ち（論理ピクセル数 1024×768）
- ・ SXGA ディスプレイ接続 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1280×1024）
- ・ WXGA ディスプレイ内蔵 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1366×768）

(7) その他

ア ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析ができること。

イ 構築したウェブサイトの設計書を提出すること。

ウ サーバ環境を構築する場合、本ウェブサーバの構成要素を一覧化して提出すること。

なお、公開画面と管理画面を別のサーバで管理する場合、それぞれについて提出すること。

エ 構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。なお、委託者によるテストの結果をふまえ、受託者は必要な改善を行うこと。

オ 令和7年度以降、本サイトを運用する事業者が速やかに業務を遂行できるよう、引き渡しをスムーズに行える体制を整えること。

8 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 納入成果物

次の資料を納品すること。ただし、作業実施計画書は契約締結後、指定した時期までに納入し、委託者の承諾を得ること。

納品物は電子ファイル（PDF形式またはMS-Office形式のファイルを保存したDVD-R等）正副2枚で納入する。以下の納入物以外のドキュメントまたは異なる内容で納入する場合は、委託者と受託者間で協議するものとする。

【契約締結後、指定した時期まで】

- ・作業実施計画書

【ウェブサイト運用開始以降、逐次】

- ・サイト運用報告書（SEO対策含む）
- ・アクセス解析結果（Google Analyticsでの解析を踏まえた次回以降の情報発信に繋がる分析及び示唆）
- ・広告配信解析結果（6(3)ウ(カ)に示す分析とレポート）

【令和7年3月31日まで】

- ・リンクチェック・アクセシビリティ、代替テキスト検証結果
- ・ウェブサイト設計書
- ・サーバ環境の構成要素一覧
- ・コンテンツデータ一式（デザインデータ、仕様書などのドキュメントデータも含む）

10 個人情報の保護

- (1) 受託者は、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、個人情報に関する管理規定の整備及び定期的な研修の実施等、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 委託料の支払及び積算方法等

委託者は、契約期間満了後、受託者からの請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

12 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

13 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (4) 「Webアプリケーションの作成基準」

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「Webアプリケーションの作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (5) 「安全なウェブサイトの作り方」及び「セキュリティ実装チェックリスト」

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、「安全なウェブサイトの作り方」及び「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。

※ <https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>

14 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。

ウェブアクセシビリティについて（別紙1）

1 ウェブアクセシビリティの確保について

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

(2) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(4) 試験前の事前確認について

ア HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール（miChecker 等）による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。

イ (1) で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。

(5) 試験の実施について

ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。

エ 試験実施の範囲

(ア) 総ページ数が 40 ページ未満である場合

試験を全ページで実施すること

(イ) 総ページ数が 40 ページ以上である場合

当該システムからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。なお、40 ページの中には次のページを含めること。

■ 試験を必ず実施するページ

- ・ トップページ
- ・ サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)
- ・ アクセシビリティに関連するページ
- ・ 利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）

(6) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びWAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

ア 達成基準チェックリストの作成について

WAICの「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

イ 実装チェックリスト(達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠)の作成について

WAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

(7) 試験結果の説明及び不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。

(8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について

ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について

「(3)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(6)ア」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。

イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について

「(8)ア」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。

※パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること